

放課後対策・情緒障害児等支援対策特別委員会 行政調査報告書

令和5年7月21日付け委員派遣承認要求書に基づき、同日付けで議長から承認され、下記のとおり実施した行政調査の結果について報告する。

令和5年8月21日

墨田区議会議長
福田 はるみ 様

放課後対策・情緒障害児等支援対策特別委員長
おおこし 勝 広

記

1 調査期間

令和5年8月2日（水）・8月3日（木）

2 調査場所

- (1) 大阪府堺市
- (2) 大阪府
- (3) 大阪府大阪市

3 調査事項

- (1) 情緒障害児等支援対策の取組について
 - ア 支援学級（特に自閉症・情緒障害学級）の運営状況について
- (2) 情緒障害児等支援対策の取組について
 - ア インクルーシブ教育の推進について
- (3) 放課後対策の取組について
 - ア 放課後対策（児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業等）に関する取組について

4 出席委員氏名

おおこし 勝 広	加 藤 ひろき	稲 葉 かずひろ
あ べ よしたけ	遠 藤 ミ ホ	船 橋 けんご
坂 井 ユカコ	はねだ 福 代	山 下 ひろみ
佐 藤 篤	井 上 ノエミ	

5 欠席委員氏名

おまた 雄 一

6 随行事務局職員

事務局次長	議事主査	議事主査
佐久間 英 樹	甘 利 洋 平	酒 井 峻 一

7 調査概要

別紙のとおり

調査概要 【堺市】

1 市の概要

堺市は、近畿地方の中部、大阪府の中南部に位置する、大阪府で人口・面積が第二の政令指定都市である。

古代には仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群が築造され、中世には海外交易の拠点として「自由・自治都市」を形成し、日本の経済・文化の中心地として繁栄した。

戦後、臨海コンビナートと泉北ニュータウンの造成を経て、約 82 万人の人口を有する都市に成長、世界遺産をはじめとする類稀な歴史文化資源を大切にしながら、「未来を創るイノベーション都市」として発展する都市を目指している。

市域は大阪湾に西面し、北は大阪市、北東は松原市、東は羽曳野市、富田林市、南東は大阪狭山市、河内長野市、南西は和泉市、高石市に接している。市内は 7 つの行政区に分かれ、堺区が北西部に、美原区が東端部に位置する他は、中区、東区、西区、南区、北区と方位による区割となっている。

気候は、瀬戸内海式気候に属し、比較的温暖な環境である。

令和 5 年 7 月 1 日現在、人口は 812,868 人である。

(参考資料／堺市ホームページ ほか)

2 調査事項

(1) 情緒障害児等支援対策の取組について

ア 支援学級（特に自閉症・情緒障害学級）の運営状況について

堺市では、インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえ、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であると考え、令和 6 年度新小学一年生については、令和 5 年度の就学相談により、保護者に対して支援学級、通級指導教室、通常学級における指導・支援の内容等について情報提供を行いながら相談を進め、入学時からの適切な「学びの場」を検討することとしている。

3 質疑等（午後 1 時 27 分～午後 2 時 57 分）

◎堺市議会事務局総務課長

～ 課長あいさつ ～

◎委員長（おおこし勝広）

～ 委員長あいさつ ～

◎堺市理事者（支援教育課長）

～ 別添資料に基づき「支援学級（特に自閉症・情緒障害学級）の運営状況」について説明 ～

< 質 疑 >

◎市側理事者

それでは、事前にいただいている質問について、順番にお答えしていきます。

まず、情緒障害・自閉症に対応した通級、支援学級は、同時にスタートしたものかというご質問ですが、支援学級が先です。

堺市で初めて通級指導教室を設置したのは平成 5 年度で、現在、通常学級に在籍している発達障害や言語障害等がある児童・生徒に対して、それぞれのニーズに応じた指導を行っています。通級の障害種別の名称は、全て「発達障害」です。

続いて、2 番目、情緒障害・自閉症支援学級設置の判断経緯と現在の評価というご質問ですが、こちらの答えとしましては、「当該学校にその種別の児童・生徒が在籍していれば設置

をしている」ということです。

ご存じだと思いますが、学校教育法第 81 条第 2 項には、知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴と、ここまでは特別支援学級を置くものとして具体例が挙げられているんですけども、六つ目として、「その他障害のある者、特別支援学級において教育を行うことが適当な者」とあります。これについては各自治体の判断で設置してよいということになっておりまして、これが本市では自閉症・情緒障害学級に当たるということになります。

続いて、3 番目、全小・中学校に六つの障害種別、弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障害に応じた学級があるのかというご質問ですが、先ほどお話ししたように、当該学校にその種別の児童・生徒が在籍しているときに設置しています。

続きまして、4 番目、特別支援学級判定を受けた子ども全員を受け入れられる体制になっているのかというご質問です。

新小学一年生の就学については、就学支援委員会で審議を行い、入級を決定しています。また、在籍児童・生徒の途中入級については、学校が保護者と十分話し合い、校内委員会等で慎重に審議した上で、校長判断で入級を決定していて、入級が妥当であると決定した児童・生徒については全員を受け入れられる体制となっています。

続きまして、5 番目、情緒障害・自閉症の程度は様々だが、通級には軽度の子が多く、支援学級には重度の子が多いかというご質問です。

通級を利用する児童・生徒の障害は比較的軽度ですが、一方で比較的軽度の自閉症・情緒障害の児童・生徒が支援学級に在籍しているということは課題の一つと考えられ、それらの児童・生徒が必要に応じて通級による指導を受けられるような環境整備が求められています。

国の方針を受けて、軽度知的障害のほかにも何かしらの障害が重複している子どもや、自閉症・情緒障害の子どもも支援学級に在籍するようになったことで、これまで支援学級の子どもの知的障害が多かったんですが、平成 30 年か 31 年ぐらいを境に自閉症・情緒障害学級の子どものほうが多くなりました。そのような状況の中で、その子にとって支援学級のほうが適しているのか、あるいは通常学級で通級指導を受けながら学ぶべきなのかについては、しっかりと見極めていけないといけないと考えているところです。

続いて、6 番目、年度の途中でも通常学級から支援学級、支援学級から通常学級などに変更が可能かというご質問です。

年度の途中でも変更は可能です。その中で一人一人のニーズに対応できるよう、学びの場を検討していくことが重要だと思います。

続きまして、7 番目、堺市はインクルーシブ教育システム構築モデル地域に選ばれているが、その際、小・中学校における障害のある児童・生徒の学びの場創出の取組や成果、課題整理は生かされたかというご質問です。

これは平成 26 年度のことになると思いますが、交流及び共同学習推進員、当時は合理的配慮推進員というおりましたけれども、その配置により居住地交流の際により多くの支援学校教員による事前、事後の打合せや当日の付添いが可能となり、交流や共同学習の充実を図ることができたというのが一番の成果だったと思っています。

続きまして、8 番目、国が推進するインクルーシブ教育と現場の特別支援学級や通級運用における相克、課題についてというご質問です。

多様な学びのための柔軟な仕組みの整備とは、教育的ニーズに最も適切に応える指導を提供することであり、支援学級に在籍する児童・生徒についても個々の障害の状況に応じた指導、支援が十分に受けられるようにすることです。障害のある子どもにとって適切な指導と必要な支援を充実することは重要であり、文部科学省通知に基づく本市の特別支援教育の推

進に向けた取組について、本人や保護者が不安な思いをすることがないように、丁寧な周知が必要であると考えています。

9 番目、令和 5 年からの取組についての現状、課題についてのご質問です。

堺市では、インクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえ、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、一人一人のニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが必要であると考えています。そのため、各学校において、児童・生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階に応じた学びの場の見直し、適切な特別の教育課程の強化を行う必要があります。

学校の現場では、本人や保護者と懇談や教育相談等を行い、本人や保護者の意見を尊重しながら、令和 5 年度から 3 年間をかけて、順次、より適切な学びの場を決定し、個々に応じた指導支援を行っているところです。

10 番目、昨年 1 月に始まった合理的配慮協力員活用事業に関し、既に実施している移動支援との違いについてのご質問です。

合理的配慮協力員活用事業は、平成 29 年度から運用を開始した事業であり、インクルーシブ教育システム構築に向けて、学校が行う合理的配慮提供のためのサポーター活用回数を配当するものです。ほかの事業との違いは、対象が通常学級に在籍する肢体不自由、視覚障害、聴覚障害のように、より合理的配慮の必要な児童・生徒に限定しているということです。インクルーシブ教育システム構築のための人的、物的な環境整備の一つとして、合理的配慮協力員を活用してもらえよう支援を行っています。

続いて、11 番目、特に小学校における通常学級との交流・共同学習について、通所学級の生徒にどのように取り組むよう指導していく予定かというご質問ですが、現在、本市では通所している児童・生徒はいません。

続きまして、12 番目、個別の教育支援計画や指導計画において特に配慮を要する点や、保護者との合意形成についてどのような困難事例があるかというご質問です。

これといって具体的な事例はありませんが、どのような合理的配慮が必要であるかについて、本人、保護者との合意形成は丁寧に行うようにしています。

続きまして、13 番目、全国的に支援学校の在籍児童・生徒が多くなっているが、今後の課題はというご質問です。

現在、支援学校、小・中学校の支援学級に在籍する児童・生徒数が増加していて、多様な障害特性を有する児童・生徒への対応が求められています。障害のある子どもと障害がない子どもが共に学ぶため、担当教員の専門性の向上に加え、全教員の特別支援教育に関する理解を深めるための取組を行うことが課題となっています。

続いて、14 番目、情緒障害・自閉症の児童・生徒数は増加傾向にあるが、どちらのニーズが多いかというご質問ですが、自閉症と情緒障害を厳密に区別していませんので、どちらのニーズが多いかは把握していません。

続いて、15 番目、情緒障害・自閉症の児童・生徒数が最も多いが、教員（合理的配慮のための支援員を含む）は充足しているかというご質問です。

十分足りているとは言えませんが、支援員については市のホームページ、広報に募集の記事を継続して掲載していて、人材の確保に努めているところです。支援員の配置については、支援学級全体の状況に基づいて配置するものですが、適切な支援を行うことができるように努めています。

現在、全国的にも教員不足と言われておりますが、堺市においても例外ではありません。そのため、市のホームページや広報に講師募集の記事を継続して掲載するほか、オンライン

を含めた講師登録会の開催、教員養成大学への訪問や近隣の自治体との連携強化など、教員の確保に努めているところです。

続いて、16 番目、特別支援教育拡充のためには、これに関わる教員や支援員、コーディネーターといった人員確保が重要だと思うが、どの程度の雇用を確保しているか。また、その雇用形態はというご質問ですが、支援学級に必要な数の支援学級担任を配置していきまして、通級指導教室設置校には担当教員を配置しています。

支援員は、重度肢体不自由や自閉症・情緒障害、知的障害などのある児童・生徒が在籍している学級に配置しています。小・中学校に関しては、コーディネーターの配置はしていません。支援員や通級指導担当教員の未配置校があることや、年度途中の退職などにより人手不足の状況ではあります。

続いて、17 番目、特別支援教育を担う教員体制や研修体制に関し、特に自閉症・情緒障害について、どのように取り組まれているかというご質問ですが、現在、自閉症・情緒障害に特化した取組はしていません。

続きまして、18 番目、教員、支援員などに向けた市独自の研修はというご質問ですが、現在、様々行っているところです。

まずは、支援学級担任を対象とした研修として、新任支援学級担任者研修を年度当初に 1 回、実施しています。また、支援学級担任者研修を、年 4 回実施する予定です。これらの研修は、支援学級の運営や指導方法について、専門性の向上を図ることを目的として実施しています。これらに加えて、特別支援教育コーディネーター研修を、年 3 回実施する予定です。この研修では、特別支援教育コーディネーターの役割や目的の理解を促し、特別のニーズのある子どもに対応できる実践力の向上を目指しているところです。さらに、通級指導教室専門家派遣研修を年 25 回、通級指導教室担当者研修を年 8 回、研修を行っているところです。

19 番目ですけれども、教職員のインクルーシブ教育に対する理解深耕のためのどのような取組を行っているかというご質問については、18 番目の質問でお答えさせていただいた研修等というふうに考えています。

20 番目、実際に支援学級に通っている児童及び保護者が、自身及び自身の子が支援学級に通っていることについてどのような考えや認識を持っているか、アンケート等を通じて把握していることはあるかというご質問ですが、アンケートは実施していません。

説明と重複するところもあったかと思いますが、ご質問への回答は以上になります。

◎委員（あべよしただけ）

市内には多くの小学校があると思いますが、全校に特別支援学級を設置しているんですか。

◎市側理事者

現在、小学校 95 校、中学校 43 校ございますが、支援学級を設置している小学校は 92 校、中学校は 42 校で、必要があれば設置するということになっています。

◎委員（あべよしただけ）

運動会などの学校行事を一緒に行うというのはすごくいい環境だと思うんですが、このことで何か問題が起きていたりしませんか。

◎市側理事者

具体的な話はあまり聞きませんが、支援学級に在籍している子どもが通常学級で交流、共同学習をする中で、一番気になるのは、通常学級の担任がどこまで障害児理解や専門性を持っているかということです。教員の資質、能力が問われていて、その向上が喫緊の課題であると考えています。その子どもが目標に向かって学んでいくことができるように、各学校において力を付けていってほしいと思っています。

◎委員（佐藤 篤）

通級については、小学校では2校に1校、中学校では3校に1校ぐらいの割合になっていると思いますが、例えば難聴の子どもがいた場合、家の近くの学校に通えるのでしょうか。難聴学級がある遠くの学校になってしまうことがあると思うんですが、全体的な適正配置について何か基準はあるのでしょうか。

◎市側理事者

実は、令和3年度までは年に3校ぐらいずつ地道に増やしてきたのですが、令和4年度に、小学校30校だったものを42校に、中学校7校だったものを14校に、一気に増やしたところでは。

どの学校でも支援学級を必要としていまして、国がいう基準を満たしていない学校もあれば、基準をオーバーしている学校もあります。堺市には七つの行政区がありますが、できるだけ各区に満遍なく、できるだけ設置するようにしています。

一方、中学校の場合は学校間の距離があることもあり、他校への通級というのが小学校と比べて10分の1ぐらいに減ります。距離のほかにも、小学校の時点で大分改善されているからか、部活動のこともあるからか、とにかく様々な要因が考えられますが、今回、全て学校を指定して、必要に応じて設置したというところです。

ただ、今後は、通級指導教室に通いたい子どもがどの学校にどれだけいるのかを調査して、その結果に応じて設置をしていく必要があると考えています。

◎委員（佐藤 篤）

例えばADHDと難聴といったように複数の障害がある場合、通級指導を受けながら支援学級に通うということは可能でしょうか。墨田区ではそれができないんですが、そういった事例についてはどう対応されていますか。

◎市側理事者

基本的に通級指導教室は通常学級に在籍している子どもが通うものとして、支援学級と分けていますので、本市でも状況は同じかと思います。

◎委員（佐藤 篤）

保護者や児童・生徒本人からすれば両方の支援を受けたいという思いがあると思うんですが、何か考えはありますか。

◎市側理事者

支援学級は上限8人という中で特別な教育課程を組んで学ぶものですので、これに通級指導を併用していくのは難しいと思います。また、通常学級にいる子どもの中には、実は支援を要する子が8.8%いるという調査結果もありまして、実はそちらのほうも通級指導の必要性を検討していかなくてはいけないという課題もあります。

◎委員（佐藤 篤）

墨田区では夫婦共働きの家庭が多いんですが、障害のある子どもが学校で急変した場合、すぐに来てくださいと呼ばれることもあって、これでは仕事を辞めなくてはいけないという声が寄せられているんですけれども、堺市の場合、どのような対応をされているのでしょうか。

◎市側理事者

保護者の方に迎えに来てくださいというのは、自分自身の教員経験ではほぼなかったと思います。学校には支援員を配置していますので、支援員がクールダウンさせることで落ち着くケースが多かったと思います。

また、支援学校には知的障害に重複して強度行動障害の子どもとか、そういった子どもが

増えています。体が大きくなってくると他害してしまうケースもあると思うんですけども、そこはプロの集団といいますか、様々な知識を持って対応しています。

一方、保護者からの相談は大変多くあって、その中には本当に切実な思いが含まれていることもあります。仕事を辞めなくてはいけないといった話は特に聞いたことはありません。

◎委員（はねだ福代）

就学相談における観察というのは、具体的にどのようなことをされているのでしょうか。就学支援委員会という専門的な委員会があるようですが、どのような方が委員をされているのか教えてください。

◎市側理事者

まず、観察についてですが、本市では平成27年からだったと思うんですけども、非常に相談件数が多かったことから、学校を窓口とする就学相談を始めたんです。まずは、居住校区の学校が窓口になって、ゴールデンウィーク明けから相談を受けるようにしました。

学校では、管理職や支援教育コーディネーターが対応していきまして、相談の後、園児が通っている園に学校の管理職や支援教育コーディネーターが様子を見に行きます。必要に応じて市教育委員も同席することもあります。

それから、保護者と本人に小学校まで来てもらって、支援学級を見学していただいたり体験をしていただいたりして、支援の必要に応じて判断していきます。その中で調査票を作成し、それを基に就学支援委員会でも話を聞いて審議していきます。

就学支援委員会は、大学教授や医師、府立支援学校の先生といった方々にメンバーになっていただいています。委員会の審議結果を基に保護者との合意形成を図り、納得いただければ再度、相談を重ねていくという流れです。

◎委員（はねだ福代）

途中入級の手続は、どのようになっていますか。

◎市側理事者

本当に慎重に検討を重ねて、その子にとってどのような学びの場が本当に望ましいのか、学級担任と支援教育コーディネーター、管理職や保護者と話し合った上で、途中入級が妥当と決まったら手続を行うという形です。

◎委員（はねだ福代）

先ほど在籍する児童がいるところは必要に応じて設置するという話があったと思うんですけども、障害種別に応じた学級がない場合、新しく設置してくれるという認識でよろしいでしょうか。

◎市側理事者

障害種別に応じた六つの学級はそもそも設置しておりますので、例えば肢体不自由の子どもが入学されるのであれば、それまでに新たに設置するということになります。

◎委員（坂井ユカコ）

本区では、先日、子どもが特別支援教育を受けるに当たって、保護者が負うべき責任が発生することもあることを事前に広報してほしいという陳情がありました。堺市では、保護者に対してどのような案内をされているのでしょうか。

◎市側理事者

特別支援教育とはどのようなものかということについて、令和5年度、大きく方針が変わりました。国からの通知を受けて、堺市としても一定の方向性を打ち出しましたので、堺市教育委員会のホームページにおいて保護者向けの資料を掲載しています。

◎委員（遠藤ミホ）

支援学級の教員は正規職員だと思いますが、コーディネーターと協力員についてはどのような雇用形態になっていますか。

◎市側理事者

特別支援教育コーディネーターも教員として、教員の中で特別支援教育をしっかりマネジメントできる人を充てるということになっています。

支援員は、基本、会計年度任用職員です。支援員には、生徒指導アシスタント、支援教育サポーター、図書館サポーター、学習支援サポーターなど様々あるんですが、合理的配慮協力員というのは支援教育だけに特化したもので、これは有償ボランティアなんですが、合理的配慮が必要だと学校から申請があったときに配置しています。

◎委員（船橋けんご）

予算額の総額は概算でどれぐらいで、予算額は何に依存しているのでしょうか。生徒の数に依存しているのか、先生やスタッフの数に依存しているのか、実務上どうなっているのかを聞いてみたいのと、あと、これは学校としての予算なのか、市全体として支援教育ということで予算を組んでいるのか教えてください。

◎市側理事者

予算の大半は支援員の人件費です。今年度は240人、未配置もありますが、240人分の予算を組んでいます、令和6年度についてもほぼ同じぐらいの予算額になる見込みです。

これに加えて、医療的ケアのために必要な職員の数が増えています。会計年度任用職員ですけれども、なかなか集まらないので、一部を人材派遣会社に委託しているという状況です。

◎委員（船橋けんご）

そうすると、障害のある子どもがこれくらい増えそうだということで、概算で予算を組まれているということですか。

◎市側理事者

必ずしも人数によるものではなく、どれだけ重度の子どもなのか、肢体不自由の子どもがいるのかなど、各学校の状況を見まして、全体的に考慮しているところです。

また、これは市の予算として、もちろん国庫補助もありますので、市として予算付けしているものと思います。

◎委員長（おおこし勝広）

固定級、通級の指導教室を実施するに当たって、どこか1校でモデル実施をして、その後徐々に拡大していったのか、それとも必要な学校で全部一気に展開したのか教えてください。

◎市側理事者

大きく変動したのはやはり令和4年度から5年度までで、それまでは割と地道に増やしてきたところです。

本市の方針として、これからの3年間で学びの場の見直しをするということになっていて、その際、学びの場を選択することができるようになっていなくては見直しもできません。全校に通級指導教室を設置しているわけでもありませんし、それぞれの環境、人的なものも含めて、きちんと充実したものを準備できているかという、決してそうではないと思っています。

◎委員長（おおこし勝広）

令和5年度から7年度にかけて学びの場の見直しを行うとありましたが、令和6年度の小学校一年生については、就学前から学びの場の検討をするとあります。まずはこの3年間で集中的に見直すということでしょうか。

◎市側理事者

その3年間は、移行期間として位置付けています。令和8年度にはそれぞれの状況に応じた学びの場に、それぞれの子どもたちがいるという状況を目指しています。令和8年度を目途に、どんな指導支援が実際に望ましいのか、改めてその際に見直す必要があると、しっかりと学校に伝えていっているところです。

◎委員長（おおこし勝広）

新しい学びの場の見直しにおいて、子どもごとに検討シートみたいなものをつくった上で、しっかりと検討していくということになるんですか。

◎市側理事者

幾つものシートがあったら大変だと思いますので、それは個別の教育支援計画になると思うんですけども、そのために3年間というスパンを設けているところです。これと並行して、本市としては、早急に通級指導教室の設置増加に努めているところです。

◎委員（佐藤 篤）

いわゆるグレーゾーンの子は支援級に入れないという話があるんですが、例えば診断書の提出などを求めているんでしょうか。それとも柔軟に受け入れているのか教えてください。

◎市側理事者

診断書の提出は特に求めています。

◎委員（佐藤 篤）

就学相談の話ですが、ゴールデンウィーク明けから各校で実施していると。最も遅くいつ頃には結果が出るんでしょうか。あと、いろいろな検査があると思うんですが、何回ぐらいあるんでしょうか。

◎市側理事者

発達検査を受ける、受けないは、こちらが指定するものではありません。療育手帳を持っていたらもちろん判断材料にさせていただきますが、そのために発達検査を受けてくださいということまでは求めています。

相談については本当にもう何度も何度も行って、最終的に12月ぐらいまで持ち越すこともあります。

◎委員（佐藤 篤）

普通級と比べてのカリキュラムの遅れとか、あるいは個別の事情について普通級の担任がしっかり理解できていないというクレームがあるんですが、何か対策はありますか。

◎市側理事者

通常学級の担任と通級指導教室の担任で連携を取ってもらわないといけませんので、連絡ノートや状況の聞き取りをしっかりと行っています。

◎委員長（おおこし勝広）

～ 委員長終了あいさつ ～

以上

調査概要 【大阪府】

1 府の概要

大阪府は、西日本の中心的都市であり、都心部には高層ビルのオフィスや商業施設が立ち並び、鉄道網をはじめ交通機関が発達する大都会である。府庁所在地は大阪市で、33 市（うち政令指定都市 2 市(31 区)、中核市 7 市、特例市 2 市）9 町 1 村の 43 市町村からなる。

大阪府は近畿圏の経済・交通の中心であり、都市中枢機能を持つ大阪市を中心に世界有数の大都市圏（大阪大都市圏、阪神大都市圏、京阪神大都市圏）を形成している。府域は全体がこれらの大都市圏に属しており、高度に都市化された地域が多い。

気候は、府内全域が瀬戸内海式気候に属し、年間を通して温暖であり、比較的雨が少なく、年間を通じて温暖な気候である。

令和 5 年 7 月 1 日現在、人口は 8,774,739 人である。

(参考資料／大阪府ホームページ ほか)

2 調査事項

(1) 情緒障害児等支援対策の取組について

ア インクルーシブ教育の推進について

大阪府では、全ての幼児児童生徒が「共に学び、共に育つ」教育を基本として、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、支援学校などで、一人一人のニーズに応じた教育を行っており、障害のある幼児・児童・生徒が生き生きと笑顔で過ごすことができるように、一人一人の生活自立や社会的自立を目指した教育の充実に取り組んでいるところである。

3 質疑等（午前 10 時 2 分～午前 11 時 28 分）

◎大阪府議会事務局総務課長

～ 課長あいさつ ～

◎委員長（おおこし勝広）

～ 委員長あいさつ ～

◎大阪府理事者（支援教育課主席指導主事）

～ 別添資料に基づき「インクルーシブ教育の推進」について説明 ～

< 質 疑 >

◎府側理事者

それでは、事前にご質問いただいたことについてですが、中には我々が所管していない部分もありますので、十分な答えにならなくて申し訳ないんですけども、順番にお話しさせていただきますと思います。

まず、一つ目のご質問の中で、平成 19 年から情緒障害固定学級を設置していますが、とあるんですけども、実は、大阪府で自閉症・情緒障害学級が初めて設置されたのは、昭和 39 年のことです。すごく昔のことで、申し訳ないんですが、その経緯等々については把握できていません。ただ、やはり障害のある子どもたちが地域の学校へ就学するために必要な基礎的な環境整備として、情緒障害学級が必要だという考えから設置されたんだろうと認識しているところです。

二つ目のご質問ですが、保護者からの意見ということではいただいているんですが、我々府という広域自治体ですので、なかなか保護者から直接お話を聞くという機会がないんです。多分、保護者には、今となっては自閉症・情緒障害学級があつて当然と認識されていると思いますが、設置前、設置後というところについては把握できないところです。

引き続き、3番目のご質問についてですが、固定学級設置後の課題等ということで、先ほどと同じく設置前後のことについては把握できていないので、その違いについては分からないという回答になります。

次に4番目のご質問、国が推進するインクルーシブ教育と現場の特別支援学級や通級運用における相克ということについていただいていますけれども、国が推し進めようとしているのは「インクルーシブ教育システムの構築」だと認識しています。

インクルーシブ教育というと、全ての子どもたちが一緒に、共に学んでいくということだと思えます。もちろんそれを目指していると思うんですが、国が言っているのは、インクルーシブ教育の後ろに「システム」という言葉が付いていまして、よく「インクルーシブ教育システムを構築する」という言い方をしていると思います。

全ての子どもたちができるだけ同じ場所で学んでいくということを追求しつつ、障害のある子どもが個々の障害の状況に応じて学ぶことができる、そういう環境をつくるために、連続性のある多様な学びの場を確保していくことがインクルーシブ教育システムだというふうに、国のほうからも説明されていると思います。

要するに、様々な障害の状況のある子どもたちがいて、それぞれの子どもたちに適した学びの場というものをしっかりと選択できるような環境を整備していきましょう、その中でできるだけ一緒に学ぶ時間、学ぶ場所を確保していきましょうというのが、恐らく国が進めようとしている「インクルーシブ教育システムの構築」なのかなと理解しているところです。

また、国は、通級による指導を充実させようとしています。通級による指導は、制度としては平成5年からスタートしたものです。大阪府ではずっと昔から全ての必要な学校に支援学級を設置してやってきましたが、通級的な支援学級の利用の仕方をしている子どもはたくさんいたんです。そこで、府としても、しっかりと通級を活用していこう、もし支援学級に在籍している子どもの中で、通級による指導のほうにより合っているだろうということがあれば、通級による指導に変えていこうという方向性に進んでいるということです。

東京都の支援体制に関する評価と課題ということですが、東京都の取組について詳しいわけではなく、評価するような立場にはありません。ただ、全ての学校に特別支援教室を設置して、自閉症の子どもや情緒障害のある子ども、いわゆる発達障害のある子どもが、どの学校でもしっかりと支援を受けられるようにするという取組を進められているのは認識しています。そういったところについては、我々も勉強させてもらいたいと思っています。

次、5番目のご質問で、障害理解教育のことについていただいておりますが、実は障害理解教育については我々の所管ではありませんので、詳しい時間数等についてはお答えできないんですが、ただ、私、もともと小学校の教員ですので、実体験としてお話しさせていただきますと、各学校で学年ごとの年間計画をつくっていきまして、毎年、障害理解教育に計画的に取り組まれていると認識しています。

ほぼ全ての学校に支援学級がありますので、支援学級の子どもとの交流といったこともやっていますし、また教科指導と関連して福祉体験などもやっている。ほかにも、例えば車椅子体験ですとか、アイマスク体験ですとか、そういったことに取り組んでいる学校もありますし、校区にお住まいの障害のある方を招いてお話を聞かせていただくといったことを毎年実施している学校もあります。様々、地域の実情に応じた障害理解教育に取り組まれているものと思っています。

一方で、障害理解という面で重要だと考えているのが、支援学級に在籍している子どもが、通常学級と一緒に学ぶ時間、いわゆる交流、共同学習の時間こそが大事だということです。通常学級の子どもたちがお互いをしっかりと理解しながら、お互いを尊重していくという心

を育んでいくためにも、この交流、共同学習という時間は非常に重要で、大阪府はここをしつかりと進めてきたところです。恐らく、他の都道府県に比べても、大阪府は交流、共同学習の時間がかかなり多いのではないかと思います。

次に、6番目のご質問で、中学校、高校の支援学級で、どのような就業支援をしているかということですが、高校には支援学級がありませんので中学校の話になるんですが、支援学級の子どもたちはほとんどが進学しているので、就業支援ということについてはあまり実績がないという状況です。

7番目のご質問は、自閉症・情緒障害学級に通っている子どもたちの卒業後の進路についてです。

府では、支援関係全体の卒業後の進路を調査していきまして、中学三年生で支援学級に在籍している子どもたちの94%ぐらいは進学をしています。進学先の内訳としては、高等学校、支援学校の高等部など様々ありますが、高等学校と専門学校といった支援学校高等部以外に進学する子どもが圧倒的に多いです。

次に、8番目のご質問は、各市が実施している支援学級への財政的支援、教員研修に対する支援についてです。

研修については大阪府教育センターが担当していますので詳しくは答えできませんが、市町村と連携しながら、我々としてもサポートしながら進めているというのが実態です。

教員配置については法律で配置数が決まっていますので、それに基づいて行っているところです。府も財政的に厳しいので、府単費で加配しているということはありません。

それから、支援学級への財政的支援についてですが、直接的な財政支援は行っていないんですが、医療的ケアのサポート事業ということで市町村への補助は行っています。

9番目のご質問ですが、免許法認定講習の中身については他都道府県と同じような内容です。今ちょうど実施しているところですが、府立学校の教員がこの講習を受ける場合は職務専念義務の免除で対応しています。小・中学校の先生に関しては、所属校を所管している市町村教育委員会が服務監督を担っているの、それぞれの市町村教育委員会が決めていると思いますが、恐らく同じように職免で対応しているのではないかと思います。

最後に10番目のご質問ですが、教員の配置については大阪府で行っているんですが、それ以外の支援員等については市町村教育委員会のほうで雇用されています。雇用形態も様々で、我々としても把握はしていません。

事前にいただいたご質問に対する回答は、以上です。

◎委員（稲葉かずひろ）

資料の中で、「リーディングスタッフ」と「リーディングチーム」という言葉がありますが、この詳しい活動の内容を教えてください。

◎府側理事者

リーディングスタッフは、支援学校の教職員で構成されています。リーディングスタッフが中心となって地域の小・中学校を支援するために動いていますが、教員ですので授業を持っていたりするんですが、他校に出向くことが多いので、その時間を保障するために、時間講師を配置しています。

支援教育の専門性が高い先生たちですので、小・中学校からの支援要請に基づいて巡回して、先生たちの相談に乗ったり、学校の体制について助言をしたり、具体的な支援方法についてアドバイスをしたり、見立て、アセスメントについて助言したりといった活動をしています。

次に、リーディングチームについてですが、これは地域の小・中学校の先生で構成されて

いるチームです。市町村ごとに組織していて、通級指導を担っている先生がメンバーになっていることが多いです。

リーディングチームの役割は、それぞれの市町村ごとに若干違いがあるんですが、例えば、支援学級に在籍している子どもの支援に関して質問がある場合や、通常学級に在籍している発達障害のある子どもへの支援について助言をもらいたいという時にリーディングチームに支援を要請すると、メンバーが学校に出向いて、支援の在り方ですか合理的配慮の在り方ですか、そういったことについて助言を行っていると聞いています。

簡単に整理しますと、リーディングスタッフは支援学校の専門性の高い先生が任命されている。リーディングチームは、それぞれの市町村ごとに組織されていて、多くの市町村では通級指導を担っている先生がメンバーとなっているということになります。いずれも、困っている子どもたちのために学校に対して支援をしていくという同じような役割を担っているんですけども、少し対象が異なっているというところです。

◎委員（稲葉かずひろ）

リーディングスタッフのメンバーは、国家資格である特別支援教員免許を持つ先生で、要は専門性の高い人たちで構成されているという認識でしょうか。

◎府側理事者

リーディングスタッフには基本的に専門性が高い先生が任命されますが、これからその支援学校を担っていく若い先生の中からも任命されています。

◎委員（稲葉かずひろ）

今、IQが非常に高く、普通学級になじめないという児童の問題もあると思うんですけども、大阪府ではそういう事例がありますか。

◎府側理事者

障害の細かい状況まではなかなか把握できていないんですけども、今お話いただいたような事例は聞いていません。

◎委員（佐藤 篤）

昨日、堺市でお話を伺いましたら、小学校では基本的に支援の対象となる子どもがいたら支援学級を設置するという話だったんですが、中学校になると支援学級の在籍者数が3分の1くらいになるということでした。それは、支援学級の設置が追いついていないのか、あるいは子どもたちの状況が変わったからなのか、府としてはその在籍者数の違いについてどのように考えていますか。

◎府側理事者

中学校に進学するに当たって保護者が気にされるのは、高校進学のことだと思います。高校進学を視野に入れると、通常学級の教育課程、いわゆる学習指導要領に示されている内容をしっかりと学ばせてほしいという保護者がたくさんいて、中学校では支援学級ではなく通常学級にするという話をよく聞きます。また、本人も思春期に入る時期ですので、支援学級で学習するということに対する抵抗感や戸惑いといったものも芽生えると聞いたことがあります。

何か一つの要因によってということでは説明が難しいのですが、様々な理由があって中学校進学を機に支援学級を退級される子どもが一定数いるということは把握しています。

◎委員（佐藤 篤）

それに対して何か課題があるという認識はありますか。

◎府側理事者

そもそも支援学級に在籍することが本当に正しかったのかという点については、しっかり

考えていかないとはいけません。これは市町村教育委員会の皆さんに、しっかりと見極めていただくと必要があると考えているところです。

支援学級に在籍している子どもたちの中にも、本当は通級による指導のほうが合っているのではないかとされる子どもがいますので、そういった子どもたちが中学校進学を機に通常学級にという選択をしているのかもしれませんが。

◎委員（佐藤 篤）

府立高校の入試における内申点で、中学校で支援学級に在籍していたことは評価の対象になりますか。

◎府側理事者

そうですね、対象になっています。

◎委員（佐藤 篤）

墨田区では、支援教室に在籍していると内申点が付かないという事例が報告されています。そうすると、高校受験を考えたら普通級に在籍しようという考えが働くと思うんです。支援学級に在籍する子どもの内申点については、どのようになっているのでしょうか。

◎府側理事者

いわゆる内申点、評定が付くか付かないかは、入試においてかなり大きく影響するという話はそのとおりなんですが、そもそもこれは学校の判断で付けているわけです。

評定というのは、当該学年の学習指導要領の内容をどの程度到達できたかを客観的に示している数値です。支援学級には様々な子どもがいて、知的障害がなくて、当該学年の学習内容をきちんと学んでいる子どももいます。そういった子どもについては、当然、評定が付くと思うんです。でも中には下学年の内容を学んでいたり、若しくは支援学校の学習指導要領の内容で学んでいる子どももいて、そういった子どもについては評定が付かないんです。

しかし、評定が付いていない子どもも、高校受験はできます。そういった場合の選抜の仕組みはきちんと決められていて、有利にも不利にもならないようになっています。我々が把握している限りでは、子どもが学んでいる学習内容に基づいて、当然、評価はされるべきで、このことについては各学校が責任を持って行っていると認識しています。

◎委員（佐藤 篤）

有利にも不利にならないというのは、どういう仕組みになっているのでしょうか。

◎府側理事者

詳細な仕組みについては所管外なので説明が難しいんですが、当日の試験結果を踏まえて、評定が付いていない子どもについてはこういう流れで合否判定しますというルールが決められています。詳細についてはホームページで公開されているかと思います。

◎委員（佐藤 篤）

特に都市部においては教室不足という問題もあると思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

◎府側理事者

府全域で見れば、多くの市町村で子どもの数が減ってきていますので、むしろ教室には余裕が出てきていると聞いています。一方、都市部では子どもが増えています、そういう地域では既存の教室をパーティションで区切ったりして支援学級の場所を確保していると聞いています。

◎委員（遠藤ミホ）

先ほどおっしゃっていた昨年4月の文部科学省通知なんですけれども、今までインクルーシブ教育を進めてきていた自治体はその内容に戸惑っているという報道を聞いています。大

阪府では、どう対応されているのかお聞かせください。

◎府側理事者

府内でも様々な意見がありました。ただ、府としては、障害のある子どもたちだけではなく、全ての子どもたちの学びをしっかりと保障していくことが何よりも大事だと考えています。様々な障害のある子どもがいますので、一律で何時間とはできない。やはり中身がしっかりしているかどうか的大事であると。その子どもの学びをしっかりと保障していく中で、おのずと必要な時間数が決まっていくものではないかと考えているところです。

その一人一人の子どもの、いわゆる教育課程ですよ。特別な教育課程が必要だから支援学級に在籍しているわけで、その子どもの状況に合った教育課程がきちんと組まれているかどうかを市町村教育委員会にはしっかり確認してほしいとお願いしています。したがって、府から、一律に半分以上は支援学級にいなきゃ絶対駄目だという言い方はしていません。あくまでも子どもの状況に応じて、その子どもの学びを保障するために必要な教育課程をしっかりと編成してほしいと伝えています。

国の通知のように行うのがなかなか難しいのであれば、そもそもその子どもの学びの場として支援学級は適当でなかったのかもしれない。ひょっとしたら通級指導のほうが合っているのかもしれない。その辺りはしっかりと本人や保護者と話し合いながら見極めていってほしいと思います。

大阪府ではずっと前から、通級という仕組みができる前から、ほぼ全ての学校に支援学級があって、様々な形で支援を行ってきました。その中の一つに通級のような方法があったんです。それが今、そちらのほうにシフトしていく必要が出てきたということで、改めて学びの場について見直していきましょうという流れが出てきたということなので、我々としてはこの大阪府における支援教育の在り方を見直す良いきっかけになったと考えています。

◎委員（遠藤ミホ）

豊中市の南桜塚小学校が、すごく先進的な取組をされていると伺いました。様々な子どもたちが一つの教室で教育を受けるという取組のようなんですが、こうした取組をしている学校はほかにもあるんでしょうか。

◎府側理事者

南桜塚小学校の取組についてはメディアでも取り上げられていましたけれども、ほかにももちろん様々な取組がされていると思います。全盲の子どもや医療的ケアの必要な子どもと一緒に学んでいたり、同じように取り組んでいる学校はたくさんあります。

一方、非常に少ない障害種別の支援学級、例えば一人、二人しかいない学級では、先生が頻繁に横に付くことが可能なんです。その場合はその子どもの教育を保障していくことができると思うんですが、例えば知的障害ですとか、情緒障害ですとか、たくさんの子どものが在籍している場合はなかなかそうはいきません。南桜塚小でも支援学級で学んでいる時間というのは当然あると思うんです。メディアに取り上げられたのは本当に一部分で、それぞれの子どもの状況に応じた取組が各地で進められているものと認識しています。

◎委員（はねだ福代）

医療的ケア支援法で、以前は国から予算が付けられていましたが、現在、それはどうなっていますか。

◎府側理事者

医療的ケアの子どもへの支援として、府では平成18年度から看護師配置の補助事業を実施してきました。実際に看護師を配置している市町村から聞くと、その人件費をどうするかというのももちろんあるんですけども、それ以前に看護師の確保が大変で、それが一番大き

な課題だということです。学校に勤務してくれる看護師というのはなかなか見つからない。見つかったとしてもすぐに辞めてしまうと。そういったこともあって、我々が実施しているサポート事業では、大きく二つのメニューを用意しています。

一つが、学校看護師人材確保事業です。

具体的な内容として、まずは定着支援についてです。学校看護師というのはその市の中で一人だけということがあります。医療的ケアが必要な子どもが一人しかいなければ、配置される看護師は基本的に一人だからです。そうすると、看護師同士のつながりはもちろんありませんので、相談ができない。また、自分のスキルを高めたい、新しい知識を得たいと思っても、決まった子どもにずっと張り付く形になるので、新しい症例を学ぶ機会はありませんし、病院ではないので研修の機会もないので、働きがいがないというか、キャリア形成に不安があるという話を聞きます。

そこで、大阪府看護協会に委託しまして、小・中学校で勤務している学校看護師向けの医療講習会を、府の予算で実施しています。その中で、他市町村の看護師同士がつながれるようなグループワークの時間をつくったりしています。

それから、毎年、医療的ケアの実践報告会を行っています。これは地域の小・中学校における事例を広く発信していくというものなのですが、看護協会に依頼して、仕事を探している看護師に対してメールなどで情報提供をして、まずは学校看護師について知っていただく機会をつくるようにしています。

看護師の中でも、学校で働くということにイメージがわからない方が多いんです。学校看護師という仕事はなかなかメジャーではないですから、まずはこういう職場があって、学校看護師のやりがいや魅力を知っていただくというのが目的です。

このように、市町村が学校看護師を確保しやすいように、府としてできるサポート、これが府が直接執行している部分になります。

もう一つ、体制整備推進事業というものがありまして、これは市町村への補助事業になります。

国から補助がないもので何か府でできることはないかと考えまして、これも本当に様々な経緯があって、いろいろと試行錯誤をしながら今の形になっているんですが、現在、三つのメニューがあります。

一つは、体制整備に関する補助です。医療的ケアが必要な子どもが入学してくる学校で、施設の改修若しくは備品の購入が必要になるといった時に、市町村に対して費用の2分の1ほどの補助を行っています。

二つ目が、重度障害のある子どもが地域の小・中学校に進学していくために、外部の人材の活用が必要になる場合があると思います。理学療法士とか作業療法士とか、そういった学校外の専門的な人材を活用するために掛かった費用に対して、その半分の補助をしています。

三つめとして、医療的ケアを必要とする子どもをはじめ、一人での通学が困難な子どものため通学支援を行う市町村があれば、それに対して補助をしています。

府としましては、以上の三つのメニューで市町村をサポートしているところです。これには本当に様々な経緯があって、うよ曲折を経て今の形になっているんですが、我々としては全ての子どもができるだけ地域の学校に安心して就学して、しっかりと通学できるような体制を構築するために、しっかりと市町村をサポートしていきたいと思っていますところなんです。

◎委員（山下ひろみ）

弱視、難聴、知的障害とか、障害種別によって六つの学級がありますが、それぞれ専門性の高い人材、支援員、教員が必要になると思うんです。昨日お話を聞きました堺市でも、や

はり人材確保が大変だとおっしゃっていましたが、府としてはどう考えているのでしょうか。

◎府側理事者

人材確保につきましては、支援教育に関連する分野だけではなく、全国的に一般の先生すら足りていない状況です。大阪府としても、教員をしっかりと確保していくために、大学への働き掛けや採用試験の見直し、そういったことも含めて様々方策を検討しているところです。

様々な障害種別に応じた支援学級を設置していく中で、専門的な知識がある教員が足りているのかと問われれば、正直なところ足りていません。しかし、支援学級を設置した後に、その担任となった先生がそこから専門性を学んでいくというのも一つの在り方だと思うんです。もちろん、専門性の高い人がもともといたほうがいいに決まっていますが、先生方、それぞれ子どもたちのためにという思いを持って頑張っていますので、府としてはそこをサポートしていくことも重要だと考えているところです。

先ほどリーディングスタッフについてお話しましたがけれども、例えば弱視学級でしたら、大阪にある視覚支援学校から出向いてもらって、サポートや指導助言をしてもらっています。本当にいろんな障害がある子どもがいますので、専門性を少しづつでも高めていくために、市町村教育委員会としっかり連携しながら、そのリソースとして支援学校の専門性を発揮して、支援教育力の底上げをしていくのが我々の役割であると考えています。

◎委員（船橋けんご）

先ほど看護師の確保が大変困難であるというお話がありましたけれども、例えば支援が必要な子どもが卒業するとか、病状が悪くなって入院する、転校するとなった時、その学校の看護師はどうなるのでしょうか。あと、訪問看護ステーションの活用について検討したかどうか教えていただきたいと思います。

◎府側理事者

看護師の雇用の形態につきましてはそれぞれの市町村で異なっていますが、会計年度任用職員として雇用されていることがほとんどだと思いますので、一定期間を定めての雇用という形になっていると思います。

これまで、一人の子どもに一人の看護師が配置されるということが多かったんですけど、看護師もいろんな事情でお休みすることがありますので、その時に子どものケアはどうするのかという問題がずっとあったんです。多くの場合、その日だけ保護者の方に来てもらうということで対応してきたんですが、府としてはもうできるだけ保護者に負担を求めない方向でやっていこうとしていますので、医療的ケアが必要な子どもであっても、通常学級の子どもの保護者は当たり前のように付添いを求められるというのはおかしいだろうということで、いろんな工夫をしてきたんです。

例えば、二人の看護師が週に2日、3日ずつ勤務する形態を取っている市町村が増えてきています。あと、学校に看護師を配置するほかに、自由に動ける看護師を教育委員会に置いて、学校看護師がお休みの時に、教育委員会の看護師が学校に出向くと。教育委員会の看護師は、普段、いろいろな学校を巡回しながら、学校看護師の相談に乗ったり、子どもの様子を確認したり、そういった仕事をしています。ほかにも豊中市などで実施しているんですが、市立病院と連携して対応している事例もあります。

訪問看護ステーションのお話がありましたが、検討はしましたがなかなか難しいですね、すごく金額が高いので。ただ、どうしても雇用できる看護師が見つからなくて、見つかるまでの間だけ訪問看護ステーションと契約を結んで、学校に看護師を派遣してもらっていたと

いう事例があると聞いたことがあります。また、民間の看護師派遣会社から派遣してもらっているという話も聞いたことがあります。

◎委員（船橋けんご）

障害のない子どもやその両親から、同じ教室内で情緒障害の子が急に声を出してしまったり走り出してしまったりするのが嫌だといった声はありますか。また、そういった声に対してどのように理解を求めていけばいいのか、もし事例がありましたら教えていただければと思います。

◎府側理事者

なかなか難しいんですけれども、全くそういう声がないということではありません。ただ、大阪府では昔からずっとインクルーシブ教育に力を入れてきていますので、支援学級の子どもも通常学級の子どもも一緒にいて当然という感じにはなっています。

障害理解教育の一環として、障害のある子どもの保護者の思いを直接子どもたちに、若しくは同じクラスの子どもたちに話をする時間を設けていて、障害のある子どもたちのことを知ってもらおうという取組をしているところもあると聞いたことがあります。

◎委員（井上ノエミ）

日本語が上手に話せない外国の子どもたちを、どのように評価していますか。友人の子どもは支援学校に通っていますが、精神的には問題がないので、そのことを心配しています。

◎府側理事者

日本語指導が必要な子どもに関しては、そのための教員が配置されています。

そのような子どもたちが支援学級に在籍している割合が高いという話も聞いたことはありますが、基本的に支援学級というのは障害のある子どものためのものですので、日本語指導が必要で、更に障害のある子どもが在籍しているということはありませんが、日本語指導が必要だからという理由だけで支援学級に在籍している子どもはいないと認識しています。

◎委員長（おおこし勝広）

～ 委員長終了あいさつ ～

以上

調査概要 【大阪市】

1 市の概要

大阪市は大阪府中部に位置し、大阪府の府庁所在地及び最大の都市で、政令指定都市である。西日本及び近畿地方の首位都市であり、経済・文化・交通の中心都市となっている。また、近隣の京都市や神戸市と共に世界有数の経済規模を誇る京阪神大都市圏の都市中枢をなす。

市域は24の行政区からなり、市庁所在地は北区中之島（淀屋橋）である。市域に多数の河川や堀を有し、歴史的にも港湾機能や河川交通が発達していたことから、「水都」の異名を持つ。

市域を中心（首位都市）として、大阪都市圏／阪神都市圏／京阪神大都市圏を形成する。

大阪市の市内総生産は約20兆円で、国内では東京都区部に次ぐ規模であり、政令指定都市中最大である。

令和5年7月1日現在、人口は2,766,863人である。

（参考資料／大阪市ホームページ ほか）

2 調査事項

（1）放課後対策の取組について

ア 放課後対策（児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業等）に関する取組について

大阪市では、市内の市立小学校において、平日の放課後、土曜日・長期休業日に小学生の健全育成を図るため、遊びやスポーツ、主体的な学習などを活動内容とする「児童いきいき放課後事業」（愛称：「いきいき」）を実施している。この「いきいき」は、大阪市から運営・管理委託を受けた団体が、実施校ごとに設置されている「いきいき活動運営委員会」と連携して地域の実情に合わせて運営されているところである。

また、留守家庭児童対策事業として、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図ることを目的として、民設民営の放課後児童クラブが実施する事業に対して、その経費の一部を補助しているところである。

3 質疑等（午後0時54分～午後2時17分）

◎委員長（おおこし勝広）

～ 委員長あいさつ ～

◎大阪市理事者（青少年課長）

～ 別添資料に基づき「放課後対策（児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業等）に関する取組」について説明 ～

< 質 疑 >

◎委員長（おおこし勝広）

事前質問について回答をお願いします。

◎市側理事者

事前にいただきましてご質問についてですが、その大部分については配布した資料の中でご説明させていただきましたので、資料にない質問についてお答えいたします。

児童館での学童保育事業についてですが、公設公営の児童館というのはございません。また、民設民営の児童館については、放課後児童クラブとの一体的な運営というのは行っておりません。

スポーツ振興センターの保険は使えますか、また民間でしたらどのような保険に入っていますかというご質問ですが、いきいきの管理下では、スポーツ振興センターの保険は使えないということになっています。現在、別の保険会社の保険に加入しています。

◎委員長（おおし勝広）

異学年交流というのは、どのような取組がありますか。

◎市側理事者

資料の6ページに掲載した内容が、異学年交流を含めてということになります。具体的なところで言いますと、今は残念ながら外遊びができない、暑さで中止しているところなんです。外で鬼ごっこ、ボール遊びなどは異学年で実施してまして、あと特徴的なこととして読書活動に力を入れてまして、始めの会、終わりの会で、高学年のお兄ちゃん、お姉ちゃんが下の子に対して読み聞かせをしていたりします。

◎委員（あべよしたけ）

活動箇所についてですが、市内全280小学校のうち281か所となっています。この1か所というのは何でしょうか。

◎市側理事者

小学校の中でも規模が大きい学校がありまして、分校がある学校では本校と分校と1か所ずつ実施しているので、教室としては281か所ということになっています。

◎委員（あべよしたけ）

活動時間のところで「参観日」とあるんですけども、これは何ですか。

◎市側理事者

それは学校の参観日なんです。学校行事等に関連して、ある程度、活動時間に融通を効かせています。いきいきは、通常でしたら学校の授業終了後、大体2時半からになるんですが、それ以外でも状況に応じて実施をしているところです。

◎委員（あべよしたけ）

事業者を4団体選定されていますが、この281か所を4団体で賄っているということですか。

◎市側理事者

前回の公募においては4団体、その前でしたら7団体で実施していました。

◎委員（船橋けんご）

281か所で予算が42億円ですので、1校当たり平均1,500万円ぐらい掛かるということでしょうか。

◎市側理事者（青少年課長）

そうです。一番予算が掛るところは人件費でして、全体の8割から9割を占めています。それ以外に、エアコンの使用料であったりパソコン等の備品の購入費も委託料に含まれています。

◎委員（山下ひろみ）

活動教室の狭あい化と指導員不足が深刻化しているというお話があったんですが、児童一人当たりの数としては足りているんでしょうか。

◎市側理事者

実際のところ、少し厳しい状況の中で運営をしていただいているところです。

大阪市では、放課後の子どもたちの育成のため、充実した体制づくりを進めていますが、他都市の状況等を確認したところ、正直どこも厳しい運営をしている状況でしたので、大阪市としても安定して充実した体制を構築することが喫緊の課題であると認識しています。

それから、活動場所の狭あい化についてですが、指導員の方々、本当に工夫していただいている、例えば時間によってグラウンドと体育館とに分けて活動するなどしていただいています。

◎委員（佐藤 篤）

墨田区でも幾つか放課後子ども教室を実施しているんですが、地域人材による活動ということで、なかなか人が集まらないというのが大きな課題となっています。

基本的に学校の管理権は学校長にありますので、市の事業として民間に委託するような形にした場合、その範囲というのを包括的なものにして、どのように責任を分担するのが課題になってきます。

簡単に言うと、子どもがけがをしたときに保健室を使わせてくれるのかといった問題がありますよね。そういう問題は最初に整理されたんですか。

◎市側理事者

使用許可については図面と共に教育委員会に提出していますが、その中で、適宜、話し合いによって学校側に協力をお願いして、必要な場所を使わせてもらっている状況です。お話をいただいた保健室の使用ということに関しては、なかなか難しいところがありまして、グラウンドの半分はいきいきで使わせてもらえるんですけど、残りの半分は放課後開放で使っているということもあって、正直難しいんですが、そういったときは相談をしながら運用しているところです。

[大阪市立開平小学校における児童いきいき放課後事業の現地調査を実施。現地（現場）での質疑応答の詳細は、省略する。以下、説明会場に戻った後の質疑応答]

◎市側理事者

実際に今、教室を見ていただきましたが、何かご質問がありましたらお受けします。

◎委員（稲葉かずひろ）

全学校にあって、登録者数も多く、いわゆる待機児童もいないという、とても素晴らしい事業だと思うんですが、親として心配なのがセキュリティというところで、例えば名簿をチェックするにしてもあれだけの人数がいると難しそうだと思うんです。一人の指導員に対して子どもは何人までといった基準はあるんでしょうか。

◎市側理事者

基準については各施設で設けているところですが、安全面としましては、インターホンが直接いきいきの教室とつながっていますので、そこで名前と顔を確認しています。やはり子どもの安心・安全が一番だと思うんです。そのために、必ず名簿と突き合わせて入室をチェックしています。

◎委員（はねだ福代）

夏休み期間中などは、その日に誰が来るのか来ないのかというのは、いつ分かるんですか。

◎市側理事者

基本的に利用は自由となっていますので、受付のところで確認するだけになります。ただ、支援を要する子どもであったりする場合には、事前に連絡をいただくことはあります。

◎委員（はねだ福代）

そうすると、当日にならないと利用者数が分からないと思うのですが、スタッフの数というのはどうしているんでしょうか。

◎市側理事者

一定の予測の基に体制を組んでいます。できる限り指導員が多い中で運営してもらえるようにしてもらっています。やはり子どもの安全を考えたときに、指導員が少し多いぐらいのほう望ましいと思いますので、委託料の範囲の中で体制を厚くするようお願いしている

ところです。

◎委員（はねだ福代）

児童地域放課後事業に登録されている人と留守家庭児童対策事業の両方に登録されている人もいと伺ったんですけども、どのぐらいの人が両方登録されているのでしょうか。

◎市側理事者

いわゆる留守家庭の登録者の中でいきいきにも登録されている人の数は、残念ながら把握できていません。

◎委員（山下ひろみ）

この教室では支援を必要とする児童を15人ほど受け入れていると聞きましたが、15人という上限があるのかなのかということと、自由に出入りできるということで、例えば自閉症の子どもが15人、一気に来た時に対応できるのか、教室はどうするのか、少し疑問だったので教えてください。

◎市側理事者

支援を必要とする児童の受入れに関して、人数制限はありません。現在、ご登録いただいているのは15人ということで、保護者からいきいきを利用したいという申出があれば、指導員に相談していただいています。障害の状況に応じて、支援の体制を決めています。

そのための部屋ということと言いますと、それは正直厳しいところがありますが、クールダウンできる部屋があるだけで全然違うということもあります。これに関しては、私たちとしても学校と相談をしていて、その学校の子どもたちでもあるわけなので、学校にもご協力いただきながら、対応しているというのが現状です。

◎委員長（おおこし勝広）

学童クラブだと児童福祉法に設置基準が決められていると思うんですけども、児童福祉法の中には放課後のことに関しては記載がないので、いきいきについては自由裁量ということで実施しているのでしょうか。それとも児童福祉法に準拠するという形で実施しているのか、その辺はいかがでしょうか。

◎市側理事者

基本的に、大阪市の独自事業として実施しています。

281か所のうちの81か所については、この学校のように教室が二つ以上確保できていて、かつ放課後児童支援員、指導員がいる学校に関しては一体型という形で実施しているんですが、市独自の事業として実施しています。また、定員という考えがないことから、待機児童がないということになります。

◎委員長（おおこし勝広）

～ 委員長終了あいさつ ～

以上